

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

- ・人口構造

当市の人口は、転出超過による社会減及び出生数の減少による自然減により、人口減少が続いている。また、年少人口及び生産年齢人口の流出も顕著で、高齢化率が上昇傾向にある。

- ・産業構造及び中小企業者の実態等

後継者不足などにより、市内の中小企業者数は減少の一途をたどっており、出荷額、販売額ともに減少傾向にある。また、主要産業である石材業は、安価な海外製品との価格競争により地元石材の需要が減少し、日本三大石材産地である石のまちとしての経済力が急激に失われている。

当市の中小企業者は、このような厳しい状況に置かれており、生産性の向上が不可欠となっている。

- ・市独自の中小企業支援策

当市の消費の促進及び商工業の振興を図るため、市内の施工業者によって住宅リフォーム工事を行う市民に対し、補助金を交付する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市は、石材業、製造業、建設業など多岐に渡る産業が市内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観との調和や自然環境への配慮が特に必要であることから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）であって建物の屋上等に設置するものに限るものとし、発電電力のすべてを他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、主要な国県道周辺の他、平野部、山際と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、桜川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

・対象業種

当市の産業は、石材業、製造業、建設業など多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

・対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配

慮する。

- ・市税等を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合がある。